

## 現場代理人の常駐義務の緩和について

令和7年2月1日  
大崎市総務部財政課

東日本大震災による被害地域の早期復旧を図ることを目的として、一定の条件に該当する工事に限り、平成23年7月15日から臨時的措置として、現場代理人の常駐義務の緩和を実施してきましたが、今般、「建設業法施行令の一部を改正する政令」の施行に合わせ、現場代理人の兼務の範囲を拡大する運用を実施します。

### 記

#### 1 対象工事等

以下の条件をすべて満たす3件の工事間で、現場代理人の兼任を認めることとします。

- (1) 本市（市民病院を除く。）が発注する工事請負契約であること。
- (2) 請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事同士であること。
- (3) 兼任している期間中は、必ずいずれかの工事現場に常駐できること。

#### 2 手続き

- (1) 現場代理人を兼任させる場合は、現場代理人兼任届をそれぞれの工事発注担当課に1部ずつ提出してください。（それぞれの届書に、兼任する他の工事の工事請負契約書頭書（写し）を添付してください。）
- (2) 兼任届出済みの工事のいずれかが、変更契約により工期又は請負代金額を変更した場合は、兼任する他の工事発注担当課に工事請負変更契約書頭書（写し）を提出してください。

#### 3 適用

令和7年2月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

ただし、兼任する他の工事が適用日より前のものについても、工事発注担当課に届け出ることにより適用します。

#### 4 留意事項

届出については、工事現場の運営・安全管理に支障をきたすことの無い様、現場代理人が不在となる時の連絡体制等に配慮してください。